葛巻町農業委員会
第 25 回総会議事録

1　日　時　令和８年７月 22 日(水)　　午後１時 25 分から午後１時 43 分

2　会　場　ふれあい宿舎グリーンテージ　エネルギーホール

3　会議に付した議案

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出書の受理について

報告第２号　農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第３号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

4　出席委員

①門　場　政　一	②久　保　　淳	③藤　森　康　隆
④明　石　義　信	⑤折　元　大　樹	⑥戸　花　豪　紀
⑦山　本　一　英	⑧星　野　順　子	⑨外　平　静　子

5　欠席委員

なし

6　議事録署名委員

④明　石　義　信　　⑤折　元　大　樹

7　書記（農業委員会事務局）

折　本　　誠（事務局長）　和　野　美　歌（事務局長補佐）

議　長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第25回総会を開会します。

本日の出席委員は９名中９名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。なお、10番柳岡推進委員、11番大蛇推進委員より欠席の申し出がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は４番明石委員、５番折元委員のお二人を指名いたします。また、会議書記は事務局職員の折本事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定を行います。会期は、本日１日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日１日と決定いたします。

次に日程第３、会務報告について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

月　日	内　　容	出　席　者
６月24日	ＪＡ新いわて葛巻支所年金友の会第30回通常総会 （モウモウ館）	門場会長
	東北地方におけるツキノワグマ出没・被害対策オンラインセミナー （ＷＥＢ）	木戸場推進委員 外山推進委員、事務局
６月25日	第１回盛岡地方地域計画推進会議 （盛岡市：盛岡地区合同庁舎）	和野
６月26日	八幡平地域家族経営等推進会議 （八幡平市：八幡平市役所）	折本
６月27日	第25回盛岡北部畜産共進会 （岩手町：ＪＡ新いわて種子センター）	門場会長
６月30日	岩手県農業会議定時社員総会・市町村農業委員会会長情報交換会 （盛岡市：岩手県産業会館・エスポワールいわて）	門場会長
７月２日	いわてポラーノの会女性活躍事例研修・第３回理事会 （遠野市：遠野市附馬牛地区センター）	星野委員
７月３日	農地の法律実務セミナー （ＷＥＢ）	和野
７月９日	望ましい営農型太陽光発電の実現に向けた関連制度の見直しに関する市町村向け説明会 （ＷＥＢ）	和野
７月10日	ツキノワグマ被害防止対策研修会 （ＷＥＢ）	明石委員、外平委員、木戸場推進委員、外山推進委員、事務局
７月15日	現地確認 （町内）	折本

議　長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、以上で日程第３、会務報告を終わります。

次に日程第４、報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は１ページをご覧ください。

農地法第３条の３の規定による届出書を２件受理しましたので、ご報告いたします。

１番は、●●市の●●●●さんが、田２筆、畑５筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

２番は、●●地区の●●●●さんが、田７筆、畑７筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

面積等はいずれも記載のとおりです。受理通知書については、７月 15 日に送付させていただいております。以上でございます。

議　長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第１号を終了いたします。

次に日程第５、報告第２号、農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は２ページをご覧ください。

農地法第５条の転用による農地転用許可後の工事進捗状況報告書を１件受理しましたので、ご報告いたします。

●●●●●●●●●●●が、令和７年４月 10 日に永久転用許可を受けた分の完了報告で、７月２日に報告書が提出されました。

７月 15 日に折元委員と外平委員が現地を確認しております。なお、地区担当の柳岡推進委員からは、特に意見がない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上でございます。

議　長（門場会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を９番外平委員にお願いします。

９　番（外平委員）

現地確認の結果を報告します。現地は工事が完了し、車両置場として整備されていました。以上です。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、以上で報告第２号を終了いたします。

次に日程第６、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は３ページをご覧ください。

２件の申請がございます。

１番は、●●●地区の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●の畑１筆、516 ㎡を、●●町の●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は４ページから７ページ、調査書は８ページ、申請地の位置図は９ページとなります。なお、地区担当の辰柳推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

２番は、●●●地区の●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●の畑１筆、549 ㎡を、同地区の●●●●●さんに所有権移転するものです。申請書は 10 ページから 13 ページ、調査書は 14 ページ、申請地の位置図は 15 ページとなります。なお、地区担当の木戸場推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を５番折元委員にお願いします。

５　番（折元委員）

現地確認の結果を報告します。

１番ですが、譲渡人と譲受人は親子であり、今回、所有権移転を機に農業経営に取り組むということです。これまでも農地として利用しており、周辺農地への影響はないことから、問題はないと思われました。

２番ですが、今回、譲り受ける方が隣接する畑の所有者であり、所有権移転することで、一体的に利用されていくことが見込まれることから、問題はないと思われました。以上です。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定いたします。

次に日程第７、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。この案件は、座席番号３番藤森委員が所有権移転の当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

（３番　藤森委員　退席）

議　長（門場会長）

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は 16 ページをご覧ください。

１件の申請がございます。

●●村の●●●●さん所有の●●第●●地割字●●の畑１筆、98 ㎡を、●●●地区の●●●●さんに所有権移転するものです。

申請書は 17 ページから 20 ページ、調査書は 21 ページ、申請地の位置図は 22 ページとなります。なお、地区担当の柳岡推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、９番外平委員にお願いします。

９　番（外平委員）

現地確認の結果を報告します。

現在は管理されていない状況ですが、今後は家庭菜園として利用する予定とのことで、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないと思われました。以上です。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては、原案のとおり決定いたします。藤森委員は入室してください。

（３番　藤森委員　入室）

議　長（門場会長）

次に日程第８、議案第３号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は23ページをご覧ください。

農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して契約するものです。

１番は、●●●地区の●●●●さん所有の畑１筆、1,104㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

２番は、●●●地区の●●●●さん所有の田１筆、畑５筆、計６筆、11,867㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

24ページをご覧ください。

３番は、●●地区の●●●●さん所有の田１筆、畑１筆、計２筆、2,042㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

４番は、●●地区の●●●●さん所有の畑３筆、計3,356㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

５番は、●●●地区の亡き●●●●●●相続人代表●●●●●●さん所有の畑１筆、1,204㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

25ページをご覧ください。

６番は、●●●地区の●●●●●●さん所有の畑１筆、655㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

７番は、●●地区の●●●●さん所有の田１筆、畑３筆、計４筆、5,457㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

８番は、●●地区の●●●●さん所有の田１筆、2,213㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や貸借期間などについては、それぞれ、お目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議　長（門場会長）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議　長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第３号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議　長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第３号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、原案のとおり決定いたします。

議　長（門場会長）

以上で、本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第25回総会を閉会いたします。